

生物多様性国家戦略の進捗状況の  
点検結果について（報告）

平成 1 2 年 7 月

生物多様性条約関係省庁連絡会議

## 点検結果について

生物多様性は、人類の生存基盤をなすものであり、その保全と持続可能な利用は政府全体の基本的な責務として、より一層の推進を図っていかねばならない。そのためにも、様々な分野の社会経済活動に生物多様性の確保の観点を組み入れ、その着実な展開を図っていくことが重要である。

本点検は、生物多様性国家戦略第4部「戦略の効果的实施」第3節「戦略の進捗状況の点検及び戦略の見直し」の規定に基づき、生物多様性条約関係省庁連絡会議として、平成11年度の施策の進捗状況の点検を行い、その結果を報告するものである。

点検に当たっては、重複を避け記述を簡潔なものとするため、国家戦略の記載項目を以下のとおり11の項目に再整理した。

- (1) 国家戦略実施のための指針、指標等の整備、国家戦略の実施に関連する各種計画との連携及び地域レベルの取組への支援と連携
- (2) 保護地域の指定及び管理
- (3) 国土空間の特性に応じた生物多様性の保全
- (4) 野生動植物の保護管理
- (5) 社会資本整備に伴う生物多様性の保全と回復の取組
- (6) 農林水産業における生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- (7) 野外レクリエーション及び観光における生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- (8) 遺伝資源の保存と利用
- (9) 教育及び普及啓発
- (10) 生物多様性の現状把握、情報基盤の整備及び調査研究
- (11) 国際協力

本点検においては、これらの各項目について平成11年度に行われた生物多様性の保全及び持続可能な利用にかかる取組のうち、主として新たに行われた施策等を中心に、その進捗状況を取りまとめた。取組は、多様な、かつ幅広い分野にわたり、また、継続して行われているものも多いが、その状況を概観すると以下のとおりである。

・国の基本方針又は計画との連携については、「21世紀の国土のグランドデザイン」に示された4つの戦略の具体的な推進方策を示す『「21世紀の国土のグランドデザイン」戦略推進指針』が策定された。

・保護地域の指定及び管理については、自然公園、鳥獣保護区などの保護地域の見直しや生息地保護区、天然記念物、保護林について新たな指定等が進められた。

・国土空間の特性に応じた保全については、多様な生き物が生息する身近な自然を回復・整備し、ネットワーク化を図る自然共生型地域づくり事業などが推進された。

・野生動植物の保護管理としては、両生・爬虫類のレッドデータブックが改訂・刊行されたほか、オオトラツグミ及びアマミヤマシギについて保護増殖事業計画が策定されるなどの取組が行われた。  
また、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」が改正され、特定鳥獣保護管理計画制度の創設及び狩猟制度の改正が行われた。

・社会資本整備に伴う生物多様性保全への配慮としては、環境影響評価法が全面施行されることにより生物多様性の確保、生態系の保全を含めた環境影響評価が開始されるとともに、生物多様性の確保等に関する環境影響評価の具体的な技術手法についての検討が進められた。

・農林水産業、野外レクリエーション及び観光や遺伝資源の保存と利用などの分野においても、生物多様性の構成要素の持続可能な利用という観点に配慮した取組が行われた。

・教育及び普及啓発については、地域の協力や各省庁の連携等により、海辺、河川、森林などの活用による取組、天然記念物の整備活用及び国立公園等で小学校高学年・中学生が環境保全活動等を行う子どもパークレンジャー事業などの取組が進められた。

・現状把握及び調査研究については、第6回自然環境保全基礎調査が開始されるなどの取組が行われた。

・国際協力については、各種条約に基づく取組や多国間又は2国間の協力の他、NGO等への支援などの様々な分野にわたり、種々の取組が行われた。

## 施策の概要について

以下の記述は、生物多様性条約関係省庁連絡会議を構成する省庁から提出された個票に基づき、平成11年度に行われた新たな取組を中心に取りまとめたものである。

### (1) 国家戦略実施のための指針、指標等の整備、国家戦略の実施に関連する各種計画との連携及び地域レベルの取組への支援と連携

国家戦略第2部の長期的目標の具体化に向けて、21世紀の国土のランドデザインにおいても主要施策としている「国土規模での生態系ネットワークの形成」を推進するため、東北地方をモデル地域とするネットワーク計画の策定に向けた調査が実施された。

「生物の多様性の確保という視点も含め、望ましい国土構造を支える自然のネットワークを重視して、美しい田園、森林、河川、沿岸等において自然環境の保全と回復を図るとともに、人の活動と自然とのかかわりを再編成していくこと」も重要としている全国総合開発計画「21世紀の国土のランドデザイン - 地域の自立の促進と美しい国土の創造 - 」(H10年3月31日、閣議決定)について、政府において関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図る「21世紀の国土のランドデザイン」推進連絡会議を設置(H10年9月)し、計画に示された4つの戦略の具体的な推進方策を示す『「21世紀の国土のランドデザイン」戦略推進指針』が策定された(H11年6月)。

国有林野において、保護林間のネットワークを形成し、野生動物の自由な移動の場として保護する緑の回廊の設定を推進するため、緑の回廊の設定基準及び取扱方針について検討が行われ取りまとめられた。

### (2) 保護地域の指定及び管理

日光国立公園(那須甲子・塩原地域)、富士箱根伊豆国立公園(箱根地域)、陸中海岸国立公園、伊勢志摩国立公園について公園計画の変更が実施された。その結果、国立公園の指定面積は、昨年度に比べ127ha減少し、2,046,508haとなった。(特別保護地区の指定面積は、265,509haで変更なし)。

国設小笠原諸島鳥獣保護区(東京都)、国設紀伊長島鳥獣保護区(三重県)について鳥獣保護区の存続期間の更新及び特別保護地区の再指定がなされるとともに、国設西南鳥獣保護区(高知県)については存続期間の更新がなされた。その結果、国設鳥獣保護区は54ヶ所、約49万haとなり、うち特別保護地区は、42ヶ所、11万haとなった。

また、国設鳥獣保護区の管理については、管理員109人が配置され巡視が行われたほか、大瀧草原国設鳥獣保護区(秋田県)等の保護管理上の問題が生じている国設鳥獣保護区において、生息環境改善のための事業や調査研究が実施された。

天然記念物については、駒止湿原他2件の天然記念物の土地の公有化が行われたほか、イタセンパラ等10件について現況把握調査が実施された。

保護林については、植物群落保護林など5ヶ所（5千ha）が新たに設定されるなどその充実が図られた。その結果、保護林は全国817ヶ所、52万6千haとなった。また、保護林及び希少野生動植物の生息地等間のネットワークを形成し、これらの保全を図る「緑の回廊（コリドー）」整備緊急対策が実施された。

ラムサール条約登録湿地として、新たに漫湖（沖縄県那覇市及び島尻郡豊見城村）が登録され、国内において登録された湿地は、11ヶ所、総面積83,725haとなった。

世界遺産（自然遺産）については、当地域の適正に保全されるよう、世界遺産の管理・調査研究等の拠点となる白神山地世界遺産センター（西目屋館）及び普及・啓発の拠点となる同センター（藤里館）の運用がなされた。

### （3）国土空間の特性に応じた生物多様性の保全

二次的自然環境を生息・生育地とする野生生物が減少していること等から、その適切な保全方策を検討するため里地自然の保全方策策定調査が開始された。

多様な生き物が生息する身近な自然を回復・整備し、ネットワーク化を図る自然共生型地域づくり事業（H11年度、11ヶ所）が推進された。

水辺地における自然環境の保全として、海岸事業、海岸環境整備事業（H11年度、302箇所）、エコ・コースト事業（H11年度までに37海岸指定）、河川環境整備事業（H11年度、245ヶ所）、水と緑のネットワーク公園整備事業（H11年度、27ヶ所）、海と陸と緑のネットワーク事業（H11年度までに3海岸指定）、渚の創生事業（平成11年度までに9海岸指定）や多自然型川づくりの各事業が引き続き推進された。

都市地域における生物多様性の保全として、市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定（H10年末、210計画）、第6次都市公園等整備7箇年計画に基づく都市公園等の整備（一人当たりの公園面積、H10年末、7.7㎡）、首都圏及び近畿圏における近郊緑地特別保全地区及び緑地保全地区の指定や緑地の適切な保全のために必要な土地の買い入れ、市民緑地の締結（H10末、57件、246,173㎡）、桜つづみモデル事業（H11末、認定総数278）や緑地協定制度の締結（H10年度末、1,228件）などが推進された。

### （4）野生動植物の保護管理

平成9年度に公表した両生類・爬虫類についてのレッドリストの見直し結果に基づき、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 両生類・爬虫類」が刊行された。

「種の保存法」に基づく国内希少野生動植物種として、新たに植物3種（アマミデンダ、ヤドリコケモモ、コゴメキノエラン）が指定された。この結果、国内希少野生動植物種は計57種となった。

「種の保存法」に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオオトラグミ及びア

マミヤマシギについて、同法に基づく保護増殖事業計画が策定された。また、平成10年度に策定されたノグチゲラ保護増殖事業計画に基づき、保護増殖事業が開始された。さらに、同法に基づく国内希少野生動植物種のうち国有林内に生息・生育するものを対象に巡視や生息・生育環境の維持・整備等を行う希少野生動植物保護管理事業が推進された。

希少猛禽類のイヌワシ、クマタカについて、分布の把握、生態の解明及び調査手法の確立のための調査が実施されるとともに、これまで集積されたデータの解析が進められた。

希少野生生物の保護増殖事業や調査研究の実施、普及啓発等の業務を総合的に推進する施設である野生生物保護センターの一つとして奄美野生生物保護センターの展示施設整備が行われた。

野生鳥獣による生態系攪乱、農林業被害の深刻化や地域の個体群の絶滅などに対応し、人と野生鳥獣の共存を図るため、平成10年12月の自然環境保全審議会答申を受けて、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律」が平成11年6月に公布され、9月に施行された。この法改正により、地域的に著しく増加又は減少している種の個体群について、長期的な観点から当該鳥獣の保護繁殖を図るために当該鳥獣の保護管理に関する計画（特定鳥獣保護管理計画）を都道府県が策定できる制度が創設されるとともに、野生鳥獣の保護管理の担い手である狩猟者の減少を防止するための狩猟免許制度が改正された。

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の改正及び地方分権に伴い、第8次鳥獣保護事業計画の基準が改定され、特定鳥獣保護管理計画策定のためのガイドライン及び鳥獣の捕獲許可基準等の基本的考え方が新たに示された。

鳥類の鉛中毒事故防止対策を推進するため、平成12年度より鉛弾の使用規制を導入するよう都道府県に呼びかけるとともに、規制の円滑な導入を図るため、無毒性の代替弾のモニター事業や普及啓発事業が実施された。

天然記念物の保全を図る事業として、中山風穴地特殊植物群落等の生息・生育環境整備事業やカザグルマ自生地等の保護増殖事業、鹿児島県のツル及びその渡来地などで食害対策事業が実施されたほか、保護管理の一環として移入種の除去が行われた。

国内有用魚種及び生態系への影響が懸念されているコクチバス等の密放流防止の監視体制の整備が図られるとともに、栃木県、埼玉県、山梨県、長野県他5県において、外来魚の生態調査及び駆除が実施された。

島嶼地域の移入種の駆除・制御の方策を確立するため、奄美大島でマングースを対象に移入種の生息状況調査及び駆除・制御方策のモデル事業が実施され、マングースの生息状況や希少種に及ぼす影響、駆除の方策等について取りまとめが行われた。

## （5）社会資本整備に伴う生物多様性の保全と回復の取組

環境影響評価法を全面施行することにより生物多様性の確保、生態系の保全を含めた環境影響評価を開始するとともに、生物多様性の確保等に関する環境影響評価の具体的な技術手法について検討が進められた。

生物・生態系に配慮し、アメニティ豊かな環境への負荷の少ない港湾（エコポート）の

実現に向けた事業として、公害防止計画に基づいて浚渫、導水等を行う港湾公害防止対策事業や、閉鎖性が高くヘドロの堆積した海域において浚渫、覆砂やエアレーションにより環境保全を図る海域環境創造事業等が実施された。

また、エコポートの実現に向けて参考となる環境配慮型構造物の事例を取りまとめた「自然と生物にやさしい海域環境創造事例集」が発刊された。

農村、漁港、砂防、海岸、道路等における社会資本整備のための事業において、各事業の特性に応じつつ生物多様性の保全に配慮した取組が引き続き進められた。

## (6) 農林水産業における生物多様性の構成要素の持続可能な利用

### 【林業関係】

持続可能な森林経営のためのモデルとなる森林生態系のモニタリング等を行い、これに基づき持続可能性の評価及び評価に基づく望ましい森林整備のあり方を検討するための調査（森林生態系を重視した公共事業の導入手法調査）を実施し、森林生態系を重視した森林整備事業等の導入手法の検討が行われた。

第5次保安林整備計画に基づいて、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の観点から計画的に保安林の指定・整備が実施された。（H10年度末、指定面積約940万ha）

多面的な機能を高度に発揮しうる森林を計画的に整備する第二次森林整備事業計画に基づき、森林の整備目的に応じた森林整備事業が、また、治山事業七箇年計画に基づき、森林の造成、整備などの治山事業の整備が進められた。

滞在型森林健康促進対策、森林林業市民参加促進対策として、国民が森林を活用して健康の維持・増進を図る地域づくりを促進するための基盤の整備等及び都市住民等の直接参加による森林づくりを促進するための基盤の整備等が進められた。

里山林等の森林環境を保全するため、市町村が特定した区域について、地域住民を主体とする市民団体等と森林所有者の間での森林保全に関する協定の締結・保全活動の実施等を促進するための郷土の森林保全活動推進事業が実施された。

### 【農業関係】

農業農村整備環境対策指針を策定した道府県の市町村において、環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想である「農村環境計画」が策定された。

環境保全型農業の全国展開を一層推進するため、環境保全型農業推進憲章の各方面への普及を図るとともに、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づいたたい肥による土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う生産方式に取り組む農業者への支援を行った。

環境保全型農業に取り組む野菜農家の収益性を把握する環境保全型農業推進農家の経営分析調査が実施された。

農村地域における野生動植物の生息・生育地（樹林、池等）と農業用施設とのネットワ

ーク化等、生物多様性を確保するための手法を開発するための調査が実施された。

平成10年度から棚田地域等保全対策として、都道府県が設置した基金の運用益を活用し、棚田地域等における持続的な保全・利活用活動に資するため、普及啓発活動等に対する支援が行われた。

#### 【水産関係】

第4次沿岸漁場整備開発計画に基づき、沿岸漁場整備開発事業が計画的かつ総合的に推進され、同事業で藻場・干潟の造成が行われた（S51～H11年累計、約7,680ha）。

水域環境の保全や自然環境等の保全を目的とする漁港環境整備事業や陸上起因の汚濁物質の軽減を目的とした漁業集落排水施設整備事業が引き続き進められた。

海岸事業による人工リーフ等と沿岸整備事業による増養殖場の整備を一体的に行うことにより、コスト削減を図るとともに、沿岸生物の生息空間の形成を図る海岸づくりが実施された。

### （7）野外レクリエーション及び観光における生物多様性の構成要素の持続可能な利用

国立・国定公園の大自然の中での滞在生活や、学び、冒険などを通して自然や地域との共生を体験する中核的エリアを整備する「ふれあい自然塾整備事業」が推進された。

健康文化都市と連携し、人々の健康増進に資する海岸づくりを行う海と緑の健康地域づくり（H11年度までに15地域）や海岸事業による砂浜の復元等と治山事業による保安林の整備を一体的に行い、白砂青松を形成する自然豊かな海と森の整備対策事業（H11年度までに9箇所）が引き続き進められた。

宿泊滞在型レクリエーションに対応するため、国営公園等における質の高いオートキャンプ場の整備（H11年度、32箇所）、家族キャンプ村（H11年度、6地区）の整備が進められた。

都市山村交流促進対策として、都市住民等の森林・林業への理解の醸成と森林整備への参加を推進するため、森林内体験活動促進整備計画の策定及びこれに基づく森林内活動拠点整備等が進められた。

農業・農村の活性化による環境の維持・保全及び新たな環境の創造に資するとともに、農業・農村の体験を通じた環境についての都市住民の意識の普及啓発を図るグリーン・ツーリズムが推進された。

漁港漁村の自然や水産物との出会いのための親水施設などの整備を行う漁港交流広場整備事業等が引き続き進められた。

自然景観、森林の保健・文化的利用の現況等を勘案して、国民の保健文化的利用に供するための施設又は森林の整備を特に積極的に行うことが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」に選定し、国民のレクリエーション利用に供していることに加え、森林レクリエーション活動等を通じて国民による国有林野の利用を促進する事業（森林倶

楽部)等が進められた。

## ( 8 ) 遺伝資源の保存と利用

生物多様性条約において、遺伝子組換え体であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについての国境を越える移動に関する議定書(バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書)の策定に関する検討に積極的に参画し、平成12年1月に議定書が採択された。

科学的知見の蓄積に基づく安全性評価手続の効率化及びバイオレメディエーション等組換え体を自然界で用いる新たな利用形態への対応という2つの観点から、「組換えDNA技術工業化指針の運用指針」が全面改正(H10年5月)され、その円滑な実施が図られた。

環境修復等のための生物利用指針作成調査として、海岸の油汚染に対するバイオレメディエーションに関する検討が、また、環境修復技術開発研究として、海域の油汚染に対するバイオレメディエーション技術と生態系影響評価手法の開発が推進された。

先端技術に関する環境保全施策を推進するため、バイオテクノロジーと環境保全に関する調査として、遺伝子組換え生物等の開放系利用に伴う環境影響に関する検討が推進された。

「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」の適切な運用を図るため、新しい技術に対応した安全性に関する科学的知見の集積及び評価手法の高度化に関する調査研究を実施した。

農林水産分野等においては、「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」への適合について、組換え植物利用計画(模擬的環境利用)83件、組換え植物利用計画(開放系利用)50件、組換え微生物利用計画(生産工程における利用)24件及び組換え実験小動物利用計画26件の利用計画の確認が行われた(H11年度累計)。

医薬品分野においては、「組換えDNA技術応用医薬品の製造のための指針」適合性については、220件(H11年末累計)の製造計画の確認が行われた。また、医薬品分野への応用として、組換えDNA技術応用医薬品37種62品種(H11年度末累計)が承認された。

## ( 9 ) 教育及び普及啓発

天然記念物整備活用事業として、ミヤコタナゴ(埼玉県滑川町)、オオサンショウウオ(島根県瑞穂町)及び美郷のホタル及びその発生地(徳島県美郷町)の3施設の供用が開始された。また、ふれあい歴史のさと研究開発委嘱事業として、学校教育や生涯学習を通じて地域の歴史、文化及び自然を一体的に理解し、地域文化財の適切な保護に資するため、天然記念物の実践的な有効活用方策のソフト面での開発を目的とする地域主導の取組を支援する委嘱事業に着手し、岩手県他6県に研究委嘱が行われた。

海辺における野外学習や環境学習等に利用しやすい海岸づくりを行う、いきいき・海の子・浜づくり(H11年度までに25地域選定)、河川等の水辺を子ども達の体験学習の場と

して利用するため、地域の人々と協力しながら安全な水辺を創出する、水辺の楽校プロジェクト（H11年度累計、175箇所）、環境ふれあい公園の整備（H11年度、98箇所）及び都市緑化植物園の整備（H11年度、12箇所）が推進された。

都道府県民の森等において、子どもたちが森林と出会い、森林に興味を持ちながら様々な体験活動を行う機会を広く提供する「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」が開始され、全国80市区町村で計398回の活動を開催、延べ約31,000名が参加した。

地域全体としての森林の保全・管理を促進するため、多様な体験・学習のための森林等の整備を構想の段階から地域住民の積極的な参加の下に行うことにより、地域住民の自然との共生等に対する理解の醸成を図る自然との共生の森整備特別対策が実施された。

国立公園等において小学校高学年から中学生を対象に環境保全活動及び一般利用者指導活動を行うことにより自然保護の大切さや社会への貢献の心を学ばせる子どもパークレンジャー事業が開始され、全国11地区で計39回の活動を開催、延べ約1,000名が参加した。

## （10）生物多様性の現状把握、情報基盤の整備及び調査研究

全国的な観点から我が国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための第6回自然環境保全基礎調査が開始された。

水生生物保存対策調査として、ウミガメ及びリュウキュウアユの保存のための基礎調査が取りまとめられた。

S A C Oの合意に基づき平成14年度末の北部訓練場返還を機に、沖縄本島北部のやんばる地域において保全・活用を図るため、自然環境の調査等が実施され保全活用方策の検討が行われた。

野生生物への内分泌攪乱物質の蓄積がその生存・繁殖等に与える影響を調査する内分泌攪乱物質による野生生物影響実態調査が実施された。

地球環境研究総合推進におけるこれまでの各研究分野「熱帯林の減少」、「生物多様性の減少」、「砂漠化」について、「自然資源の保全分野」として研究対象分野の整理・統合がされ、研究が推進された。

## （11）国際協力

アジア各国との連携を図るため、中国において開催された「第6回東アジア地域生物圏保存地域ネットワーク会議」及びタイにおいて開催された「第8回ユネスコ/M A B東・東南アジア地域セミナー（ECOTONE）」に参加した。

無償資金協力において、植林及び保育のための役務に対する供与を可能とした植林無償の実施に向けた調査を行ったほか、JBICを通じ、地球温暖化対策の観点より、最優遇条件での有償資金協力による植林等を含むプロジェクトを実施した。

熱帯林保全・造成のための調査・研究活動や海外で緑化活動を行うN G Oなどへの支援

として、熱帯林放棄バイオマスの有効な利用促進など熱帯林保全等に関する基礎調査、研究及び技術開発等の事業が実施された。

無償資金協力により整備されたインドネシア生物多様性情報センターを通じて、生物多様性保全のための人材育成や標本の整理等を目的としたプロジェクト方式技術協力の第2フェーズが推進された。

森林保全、自然保護、湿地・渡り鳥保全研修など途上国における能力向上のためのJICAを通じた技術協力が引き続き進められた。

アジア及び環太平洋地域における自然史系博物館における連携・協力体制（ネットワーク）を構築し、自然史研究と生物多様性の保全の方策に関する研究協力を行うため、インドネシア、マレーシア、ネパール、フィリピン各国の自然史博物館等との研究協力が実施された。

「地球圏・生物圏国際協同研究計画（IGBP）」の後期5カ年計画として、「気候変化の陸域生態系への影響とフィードバック（TEMA）」5カ年計画の第2年次として陸域生態系と水循環の研究課題が継続して実施された。

温帯林等の持続可能な経営の基準・指標に関する国際作業グループ（モントリオール・プロセス）第11回会合、「森林に関する政府間フォーラム（IFF）」第3～4回会合などの国際的な政策対話に積極的に参加した。

アジア太平洋地域における渡り鳥保全の取組として、「東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワーク」が構築（6ヶ国、25湿地が参加）され、同ネットワークに関する国際ワークショップが北海道浜頓別町で開催された。

持続可能な森林経営の現場レベルでの実践に焦点をあてた「モデル森林の推進に関する国際ワークショップ」が群馬県で開催された。

第7回ラムサール条約締約国会議がコスタリカのサンホセで開催され、湿地保全に係る我が国の取組について報告がなされるとともに、アジア地域代表として常設委員に選出された。

世界自然遺産としての自然環境と生物多様性ワークショップ～東アジア及び東南アジアにおける自然保護及び保護地域管理に関する国家政策～が東京及び屋久島で開催された。

生物多様性保全に係る協力を効率的に進めるための技術移転マニュアルが作成された。